

(9) 特許等の有効性について

特許等の有効性については、判定において判断されませんが、別途無効審判、異議申立て又は取消審判（以下「無効審判等」という。）を請求することにより、特許等の有効性についての判断を取得することが可能です。

判定と無効審判等とが同時に係属した場合には、無効審判等における有効性についての審理の状況を踏まえつつ、判定の結果が適時に示されます。

判定と無効審判等とが同時係属した場合における審理の調整

判定と無効審判等とが同時に係属した場合には、事件間の審理進行の調整を容易にするとともに判断の齟齬を回避するため、原則として同一の審判官からなる合議体により審理が進められます。

判定と無効審判等とが同時に係属した場合、特許等が無効になる可能性又は訂正により特許発明の技術的範囲が減縮される可能性があります。したがって、これらの可能性を考慮して権利関係を明確化してから判定の判断を示すことが望ましいと合議体が判断したときには、原則として、無効審判等の審理が優先されます。

一方、当事者から判定の結論を急ぐ特段の事情が示された場合、無効審判等の結論に関係なく判定の結論が得られる場合、無効審判等の審決等に対して訴えが提起された場合であって当該審決等の確定を待つと判定の審理が著しく遅延するおそれがある場合等には、判定の審理を先行する場合があります。